

投票することができる人

平成3年4月11日以前に生まれた方で、平成22年12月31日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住んでいる方。(ただし、投票する前に栃木県外へ転出した方は投票することができません。)

●平成23年1月1日以降に、栃木県内の他市町から市内に転入の届出をした方

これまで住んでいた市町の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票することができます。(この場合、住所移転は市町を単位として1回に限り、市町の発行する「県内に引き続き住所を有する証明書」(無料)が必要になります。)なお、栃木県外の市区町村から転入された方は投票できません。

投票所入場券が変わります

これまで投票所入場券は、1人に1枚のはがきでしたが、今回から1枚のはがきで、2人分の入場券を郵送します。

このはがきは、圧着式となっていますので、ゆっくりはがし、1人分ずつ切り離して持参してください。

※入場券は、4月1日に発送します。紛失された方は、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票をご利用ください

投票日(4月10日)に、仕事やレジャーなどの予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

●期日前投票期間・時間

4月2日(土)～9日(土)の毎日
午前8時30分～午後8時

●期日前投票所

- ・国分寺公民館
- ・石橋庁舎(駐車場内プレハブ室)
- ・南河内庁舎(別館会議室)

※上記の3施設どこでも投票できます。

※入場券がお手元に届いている方はお持ちください。
※期日前投票にお越しの際は、あらかじめ、入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入してお持ちいただくと、受付が早く済みます。

選挙公報を配布します

候補者の政見等を知っていただくため、新聞折り込みにより各世帯へ配布します。(4月7日頃予定)

選挙公報は、次の施設にも備え付けますのでご覧ください。

市役所各庁舎、市公民館、市図書館、生涯学習センター、ゆうゆう館、きらら館、ふれあい館、市内郵便局及び金融機関の各窓口

※新聞未購読の方は下野市選挙管理委員会へご連絡ください。郵送によりお送りします。

不在者投票について

●病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

栃木県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で投票することができますので、施設管理者に申し出てください。

●郵便による不在者投票

一定基準以上の障がいや要介護区分に該当する方は、郵便により投票することができます。

投票には、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けることが必要となりますので、お早めに下野市選挙管理委員会までお問い合わせください。

●他の市区町村での不在者投票

仕事などの都合により滞在先の選挙管理委員会での不在者投票をされる方は、郵便での手続きが必要ですので、お早めに下野市選挙管理委員会までお問い合わせください。

代理投票・点字投票について

身体が不自由で、自分で候補者の氏名を書くことができない方や、目が不自由で点字投票を希望される方は、投票所の係員に申し出てください。(本人に投票所まで来ていただくことが必要です。)

開票について

●日時 4月10日(日) 午後8時50分から

●会場 石橋体育センター

※投票や開票状況については、随時、下野市ホームページ、とちぎテレビデータ放送でお知らせします。

投票所について

17ページの投票区域一覧をご覧ください。

なお、各投票所の案内図は、別途新聞折り込み等によりお知らせします。(下野市ホームページでも確認することができます。)